

証券コード：6839



第68期

定時株主総会 招集ご通知



日時
2020年6月30日（火曜日）
午前10時



場所
大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール
(末尾の「会場のご案内図」をご参照ください。)

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

船井電機株式会社

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、議決権のご行使は、インターネットまたは書面などにより行い、株主様の健康を最優先に、当日のご来場は見合わせていただきますよう強くお願い申し上げます。

※お土産の配布はございません。

目次

第68期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	10
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告	41

株主各位

大阪府大東市中垣内7丁目7番1号

船井電機株式会社

代表取締役社長 船越 秀明
執行役員社長

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大により、会合等への出席における集団感染リスクが懸念される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本定時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施し、ご来場の株主様を極力制限させていただいたうえで開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本定時株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、2020年6月29日（月曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人
及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネット等により、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。

以 上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www2.funai.co.jp/jp/investors/>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。従いまして、本定時株主総会招集ご通知に添付している連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

【株主様へのお願いとお知らせ】

- ・お土産の配布はございません。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・会場入口付近に株主様用の手指消毒液を配備いたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場内の座席の間隔を従来より拡大するため、座席数が例年より減少いたします。そのため、ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございます。
- ・今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www2.funai.co.jp/jp/investors/>）にてお知らせいたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月30日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月29日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月29日（月曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

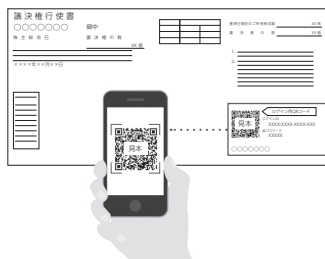
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

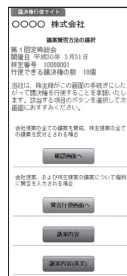
議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



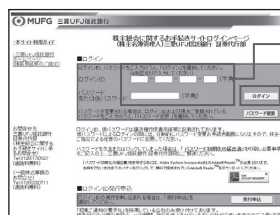
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

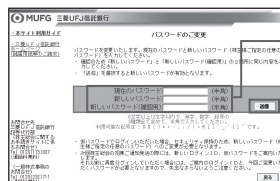
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	取締役会への出席状況
1	再任 船越 秀明 ふなこし ひであき	代表取締役 執行役員社長	8回中8回 (100%)
2	再任 伊藤 武司 いとう たけし	取締役 執行役員	8回中8回 (100%)
3	再任 足立 元美 あだち もとよし	取締役 執行役員	8回中8回 (100%)
4	再任 上島 誠 うえしま まこと	取締役 執行役員	8回中8回 (100%)
5	再任 米本 光男 よねもと みつお	社外 独立 社外取締役	8回中7回 (87.5%)
6	再任 白上 篤 しらかみ あつし	社外 独立 社外取締役	7回中7回 (100%)

(注) 白上篤氏の取締役会への出席状況は、2019年6月26日就任以降のものであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">ふな こし ひで あき 船越 秀明 (1965年9月30日生)</p>	<p>1984年 4月 三菱電機エンジニアリング株式会社入社 1993年 1月 当社入社 2006年 4月 当社DVDプロジェクト部長 2008年 2月 当社DVD事業部事業部長理事 2010年 6月 当社取締役 当社執行役員 2011年 7月 当社AV事業本部副本部長 2012年 5月 当社AVシステム事業本部副本部長兼デジタルメ ディア事業部事業部長 2013年 4月 当社AVシステム事業本部本部長 2016年 6月 当社取締役 2017年 5月 当社代表取締役 (現任) 当社執行役員社長 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">800株</p>
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">い どう たけ し 伊藤 武司 (1960年9月10日生)</p>	<p>1982年 4月 当社入社 2003年 4月 当社部長 FUNAI CORPORATION,INC.社長 2005年 4月 当社理事 2008年 8月 P&F USA,Inc.社長 2009年10月 当社執行役員(現任) 2012年 4月 Funai India Private Limited社長 2014年10月 当社資材本部本部長 2016年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(担当) 営業本部本部長</p>	<p style="text-align: center;">1,000株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3 再任	あ だち もと よし 足立元美 (1955年1月26日生)	1977年4月 日本ビクター株式会社(現株式会社JVCケンウッド)入社 1998年9月 同社海外営業本部マーケティング推進部長 2003年2月 JVC Canada Inc. Executive Vice President 2008年6月 日本ビクター株式会社取締役 2008年9月 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 (現株式会社JVCケンウッド) 取締役執行役員 2009年9月 同社取締役執行役員常務 2013年5月 当社入社 営業統括理事 2014年4月 当社HA事業部事業部長 2014年10月 当社執行役員(現任) 2015年1月 当社ディスプレイ事業部事業部長 2016年4月 FUNAI CORPORATION,INC.社長 P&F USA,Inc.社長 2018年4月 当社事業本部本部長 2018年6月 当社取締役(現任) (担当) AV事業部事業部長	一株
4 再任	う え し ま ま こと 上島 誠 (1963年2月27日生)	1986年4月 株式会社大和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 2003年10月 株式会社りそな銀行千里支店支店長 2006年4月 同行大阪営業部大阪営業第七部長 2007年6月 同行東京営業部東京営業第六部長 2009年7月 同行虎ノ門支店営業第二部長 2010年7月 同行尼崎北支店支店長兼尼崎エリア統括部長 2013年4月 同行大阪西区支店支店長 2015年8月 同行年金営業部年金営業統括部長 2017年4月 当社出向 理事 2017年7月 当社管理本部本部長(現任) 2018年4月 当社入社 2018年5月 当社執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任) (担当) 管理本部本部長	一株
5 再任 社外	よ ね も と み つ お 米本光男 (1939年3月18日生)	1995年7月 株式会社ティー・ピー・エス研究所 取締役副社長(現任) 1998年9月 当社社外取締役(現任) 2009年3月 セーラー万年筆株式会社社外取締役 2012年6月 オリエンタルチエン工業株式会社社外監査役 2018年6月 同社社外取締役(現任) (株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長) (オリエンタルチエン工業株式会社社外取締役)	100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6 再任 社外	しら かみ あつし 白上 篤 (1960年12月19日生)	1983年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行 1998年 6月 同行ロンドン支店次長 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）欧州日系営業部次長 2003年 6月 みずほ証券株式会社財務商品開発部長 2005年 3月 日機装株式会社医療機器カンパニー営業推進部担当部長 2007年 8月 株式会社加ト吉（現テーブルマーク株式会社） 常務執行役員経営企画部長 2010年 1月 MTラボ株式会社取締役副社長 2011年 1月 株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役 社長（現任） 2019年 6月 当社社外取締役（現任） (株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役社長) (一般社団法人日本事業戦略総合研究所代表理事)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米本光男氏及び白上篤氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者又は社外取締役候補者とした理由
- ・船越秀明氏は、当社の柱である映像機器事業の責任者としての豊富な実績及びその経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
 - ・伊藤武司氏は、当社における多様な事業経験と豊富な海外勤務経験により培った幅広い知見及び能力を経営に活かしていくためであります。
 - ・足立元美氏は、前職及び当社での企業経営に関する長年にわたる豊富な経験及び実績を有しており、その能力及び見識を経営に活かしていくためであります。
 - ・上島誠氏は、金融・財務に関する豊富な知見を有しており、その能力及び見識を経営に活かしていくためであります。
 - ・米本光男氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、独立役員として取締役に参画することにより経営の透明性を高めていただくためであります。
 - ・白上篤氏は、経営コンサルタントとしての幅広い経験に基づいた有益な助言が期待できるとともに、多方面における事業経験及び多様なネットワークを当社の経営に反映していただくためであります。
4. 社外取締役としての在任期間
- ・米本光男氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって21年9か月であります。
 - ・白上篤氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
5. 独立役員指定の状況
- 当社は、米本光男氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出しております。また、白上篤氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出する予定であります。
6. 責任限定契約の締結状況
- 会社法第427条第1項の規定により、当社と非業務執行取締役（社外取締役）米本光男氏及び白上篤氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏が再任されますと同契約を継続する予定であります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主要市場である米国におきましては、第1四半期から第3四半期にかけて、健全な労働市場、賃金の上昇、堅調な消費マインドに支えられ、家計支出は強い状況であり、設備投資や輸出は弱含んだままとなっていたものの、経済全体としては緩やかな成長が続いておりました。しかしながら、第4四半期に入り、新型コロナウイルスが米国内においても本格的に感染拡大し、各州で感染拡大防止に向け外出禁止令が発令されるなど、経済活動が事実上ストップしたことを受け、経済成長率が前年比で大幅に下落し失業者が増大するなどの影響が出ております。これを受け、連邦準備理事会は2020年3月に緊急理事会で政策金利を実質ゼロと大幅に引き下げ、米国政府も過去最大となる2兆ドル規模の景気刺激策法案を成立させましたが、2020年1月から3月期の実質GDPはマイナス4.8%と2008年10月から12月期のマイナス8.4%以来の落ち込みとなっております。

中国におきましては、2019年は政策による下支えにより景気は底堅い基調にありましたが、2020年年初から新型コロナウイルスの感染が中国全土に急拡大したことから、中国政府は2020年1月下旬より感染拡大の中心となっていた武漢市などの都市封鎖に踏み切りました。この措置に伴い、封鎖された都市等における経済活動が停止したことにより、中国の2020年3月の実質GDPは前年比マイナス6%を記録するに至りました。

わが国におきましては、2019年10月の消費税増税や台風等の影響を受け、個人消費や生産面で落ち込みがみられ、景気の減速感が強まりを見せておりました。2020年2月以降、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響が国内にも及んだことから、その拡大防止策として外出自粛、学校の休校といった措置が講じられるなど国内の様々な活動の制約が余儀なくされる状況に陥りました。これらにより、経済活動には深刻な影響が発生しており、政府による2020年4月の月例経済報告ではリーマンショック後に世界経済の低迷が続いた2009年5月以来約11年ぶりに「景気が急速に悪化しており、極めて厳しい状況」との判断が示されました。

このような状況下、当社グループにおきましては、第1四半期から第2四半期にかけては、米国トランプ政権の関税強化措置（第4弾）の対象製品となった中国製液晶テレビが前倒しで米国市場に大量に輸出されたこと等を受け、液晶テレビが供給過剰となったこと等から製品価格が大幅に下落した影響を受けました。これにより、第2四半期連結累計期間の売上が421

億09百万円（前年同四半期比9.9%減）、営業損失は19億05百万円（前年同四半期は16億45百万円の営業損失）となりました。

第3四半期は、前述の関税強化措置が2019年9月15日から施行されたことにより、中国製液晶テレビの北米向け輸出が大幅に減少して製品の需給バランスが改善いたしました。加えて、大手量販店における液晶テレビの小売価格が更に下落すると想定しコストダウンに努めていたところ、製品価格が想定より下げ止まりしたことなどにより、営業利益を確保することができました。

第4四半期は、新型コロナウイルス感染拡大による中国サプライヤーの部品供給遅延などがあったものの、当社の液晶テレビ生産拠点であるFUNAI (THAILAND) CO.,LTD. (タイ工場) 並びにFunai Manufacturing,S.A.DE C.V. (メキシコ工場) における生産は概ね計画どおりとなり北米向け輸出を継続することができました。一方、中国から北米市場への液晶テレビの輸出が新型コロナウイルス感染拡大で更に減少したこと等が当社グループに有利に働きました。他方、ブルーレイディスクレコーダーやプリンター等の生産拠点であるFunai Electric Philippines Inc. (フィリピン・リマ工場) は2020年1月にタール火山噴火の影響、2月は新型コロナウイルス感染拡大による中国サプライヤーの部品供給遅延に加え、3月中旬からはフィリピン国内の新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とする外出禁止令を受け工場稼働を停止する等、生産計画に影響を来しました。しかし、全体としては液晶テレビ等の販売で補うことができ、営業利益が約1億円となり、2四半期連続で営業黒字となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は884億25百万円（前期比16.2%減）、営業損失は17億32百万円（前期は6億82百万円の営業利益）となり、経常損失は15億94百万円（前期は13億92百万円の経常利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は固定資産の減損損失計上、北米市場の需要縮小による繰延税金資産の見直しなどを実施した結果、23億92百万円（前期は26億13百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

機器別の売上高は次のとおりであります。

<映像機器>

映像機器では、第1四半期から第2四半期にかけて、中国製液晶テレビが大量に北米マーケットに輸出され販売単価が下落したことなどの影響から液晶テレビの売上高が減少

し、通期でもその影響を補いきれず減収となりました。また、映像ストリーミングサービスの普及によりブルーレイディスク・DVD関連製品の市場が更に縮小し、大手量販店における販売が減少したことなどにより減収となりました。この結果、売上高は800億27百万円（前期比17.5%減）となりました。

<情報機器>

情報機器では、新製品ネイルアートプリンター、並びに大容量インクジェットプリンターの販売が増収となり、インクジェットプリンター向けカートリッジやラベルプリンターなどの減収分を補いました。この結果、売上高は38億68百万円（前期比17.0%増）となりました。

<その他>

上記機器以外では、車載用バックライト、歯科用CTスキャン並びに介護用ベッドモジュールなどの医療、ヘルスケア関連の売上が増加いたしましたが、部品関連などの売上が減少したことなどから、売上高は45億30百万円（前期比12.6%減）となりました。

（機器別連結売上高）

区 分	売 上 高	構 成 比
映 像 機 器	80,027百万円	90.5%
情 報 機 器	3,868	4.4
そ の 他	4,530	5.1
合 計	88,425	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、製造会社は9億89百万円、販売会社等は4億58百万円となり、当社グループ合計では14億47百万円となりました。設備投資の主なものは、生産設備の拡充であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

記載すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 経営環境に関する課題

当社グループの主要市場である北米において、中国製液晶テレビとの競争激化による価格下落が与える収益へのダウンサイドリスクに加え、インターネット動画配信サービスの普及による影響を受け、ブルーレイディスク・DVD関連製品の市場の縮小のリスク等が生じております。

こうした業界環境において当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

(ア) 売上高の拡大及び収益力の回復

当社グループでは売上高の拡大と収益力の回復を最重要課題と位置づけております。

映像機器については、後述のとおり北米市場におきましては主要量販店において個人消費獲得を図ります。日本市場におきましては、6月より「録る・観る・ひろがる」をコンセプトとする高付加価値テレビによりラインアップを刷新し、更なるブランド浸透を目指します。

情報機器については、中国向け大容量型インクジェットプリンターやラベルプリンター、ネイルアートプリンターのOEM並びに自社ブランドの販売拡充を図ることで増収増益を計画しております。世界最大の一般消費財メーカーに対するマイクロフレイククス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の共同開発と既存開発アイテムの販売も推進します。

新規事業につきましては、長年培ってきた技術の応用により車載用ダイレクトバックライトや業務用サイネージ事業、医療、ヘルスケア分野などへの新製品の投入を積極的に進めてまいります。営業利益面につきましては、液晶パネル等の主要な部材を戦略的に購入することが大変重要な取り組み課題となっております。液晶パネルについては、将来の需給動向を見据えるとともにサイズ別の調達戦略を推進し、利益率向上を図って参ります。生産や在庫管理の徹底にて販売先の実売に応じた購買戦略を展開することにより、製品及び部品など原材料の在庫による評価損失を抑制することに努めてまいります。更に世界中から選ばれる製品を創ることを目指し、製品の返品率の低減に重点的に取組むとともに、返品処理に伴う損失発生 の最小化を図ります。これらの施策を通じて安定的に利益を確保できる体制を構築してまいります。

(イ) 人材の育成と登用

当社グループでは、新しいグローバル競争時代を勝ち抜くため、また、中長期の事業戦略を推進するうえで、社員個々人の能力を向上させグループ力強化に繋げることが重要であると認識しております。このため、語学をはじめとする社内外の研修体制の強化・拡充により若手、中堅社員を問わず積極的な人材育成と登用を行っております。

②新型コロナウイルス感染症拡大に関する課題

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大にしたことにより、生産拠点への影響、生産拠点以外の事業所及び営業拠点への影響、当社の主力市場となる米国及び日本市場への影響と多岐にわたる課題が生じており、当社グループの対処すべき具体的な課題及び対応は下記のとおりであります。

(ア) 生産拠点への影響

生産拠点への影響ですが、液晶テレビの主要生産拠点であるタイ工場においては、現時点で稼働停止となる期間はございませんでしたが、主に中国部品メーカーからの部品調達遅延などによる一部減産を余儀なくされておりました。タイ国内では現時点においては新型コロナウイルス感染症が収束状況にあり、中国部品メーカーの工場稼働率が約80%にまで改善し部品調達も回復していることから、今後、減産分について取り戻しを図ります。

また、米国向け65インチ超の液晶テレビの生産拠点であるメキシコ工場においては、新型コロナウイルス感染症の拡大傾向が続き、稼働率が低下していることを受け、本年6月から米国向け大型液晶テレビの一部をタイ工場で分散生産いたします。メキシコ工場が所在するバハカリフォルニア州ティファナ市においては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け非常事態宣言が出されたことから、4月13日から4月27日まで同工場が生産停止となりました。その後4月下旬より生産再開に向けた準備を開始し、5月初旬から一部正常稼働に戻り、5月中旬からは更なる生産増に向けて準備を始めております。今後は、メキシコ国内の感染症拡大の状況に注視しながら増産に向けた取り組みを行うとともに、減産対策としてタイ工場でもリスク分散生産を行います。

ブルーレイディスクレコーダーやプリンター機器を生産するフィリピン・リマ工場ですが、工場の所在するルソン島において3月16日以降外出禁止令等が発令されたことにより、3月17日から4月12日まで工場が封鎖され、4月15日以降、一部生産を開始し稼働率は概ね20～

30%に戻りました。フィリピンにおける部品調達先の中には5月中旬になっても稼働停止しているところもあり、物流についても海外からの航空便の停止や船便の減便で問題が発生しております。同工場においても感染症の状況を注視しながら正常稼働への準備を着実に進めております。

(イ) 生産拠点以外の事業所及び営業拠点への影響

生産拠点以外の事業所及び営業拠点への影響についてですが、まず国内の事業所や拠点においては、日本国政府による緊急事態宣言の発出や不要不急の外出自粛要請に対応するため、国内グループ従業員について在宅勤務を拡大するとともに時差出勤の推進や公共交通機関以外の通勤手段利用を推奨いたしました。米国の販売会社FUNAI CORPORATION,INC.においては、全土に発出された外出禁止令により在宅勤務の対応を行いました。

(ウ) 市場への影響

マーケットの状況ですが、当社の主要市場である米国では、3月13日に国家非常事態が宣言されました。かかる中、主要取引先であるウォルマートは医療品や食料品も扱う販売店であったことから、ほぼ休業なく時短営業を継続いたしました。一方、ベストバイ等の家電販売店の多くが休業を余儀なくされました。この結果、テレビ販売については、ウォルマートのシェアが拡大いたしました。当社の販売状況は、足元では第4四半期からの好調を持続しており、2020年上半期までは液晶テレビの販売についてはその勢いが維持される見通しであります。しかし、今後については「新型コロナウイルスの感染収束時期と経済活動の再開時期」「新型コロナウイルス感染症の第二波」「失業率の動向と株価等の動向」「大統領選の行方と米中貿易摩擦の再燃」などに注視し対応していく必要があります。

日本国内における市場の状況ですが、東京オリンピック・パラリンピックが2021年に延期されることが決定したことから、当社テレビの新モデルについては、発売時期をオリンピック需要に応えるべく4月発売としていたものを6月発売に延期いたしました。当社主要取引先である株式会社ヤマダ電機におきましては、緊急事態宣言が発出されていた状況下において一部の店舗を除き、休業なしの時短営業を継続しており、テレビ販売については他の都市型家電量販店に比べ売上を維持してまいりました。当社のテレビ販売は比較的好調に推移しております。今後については「緊急事態宣言発出による経済活動停止の影響」「失業率の動向」「賞与の支給状況」「個人消費の動向」に加え「新型コロナウイルス感染症の第二波の動向」について注視し対応していく必要があります。

(エ) 新型コロナウイルス収束後の戦略

これらの状況を受けた新型コロナウイルス収束後の戦略は以下のとおりであります。

1 点目は調達戦略です。今回、中国への部材調達依存により、中国部品メーカーからの部品供給遅延が発生し影響が生じました。今後の最適なサプライチェーン構築に向けて、原産国の多様化を検討いたします。

2 点目は生産戦略です。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、フィリピン・リマ工場及びメキシコ工場において操業が停止する状況となりました。これを受け、グローバルな生産拠点を活用したバックアッププランの検討を進めてまいります。

③継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上いたしました。しかし、当連結会計年度においては、プラスの営業キャッシュ・フローを計上したものの、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

現状の当社グループの現金及び預金の残高にて、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であることから、重要な資金繰りの懸念はありません。

また、当社グループは前連結会計年度に策定した中期経営方針に基づいて、以下の事業別方針に沿って対応策を段階的に実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えております。

(ア) ディスプレイ事業（薄型テレビ等）

- ・ 史上最大規模の景気刺激策を受けた北米主要量販店における個人消費獲得に向けた取り組み強化
- ・ 更なるコストダウンと次世代Android TV投入などを中心とする競争力強化
- ・ 日本市場で高付加価値薄型テレビ販売を核とする安定的な収益確保
- ・ メキシコ市場にてビジネスモデル再構築による本格参入

(イ) デジタルメディア事業（ブルーレイディスク・DVD関連機器）

- ・ 北米市場において他社が撤退したブルーレイディスクプレイヤー等でマーケット・シェア奪取

・日本市場におけるFUNAIブランド製品のラインナップ強化とOEM先との連携強化
(ウ) プリンティングソリューション事業（プリンター関連機器）

- ・ネイルアートプリンターの自社ブランドの販売拡充とOEM供給による収益率の向上
- ・大容量インクジェットプリンターやラベルプリンター等特殊用途向けの販売拡大
- ・マイクロフルイデックス（微量流体制御技術）を活かした派生製品の市場投入による売上拡大

(エ) 新規事業

- ・車載用バックライト等の販売拡大と車載関連事業に関するアライアンス戦略強化
- ・歯科用CTスキャン等の医療・ヘルスケア関連モジュール製品の販売拡大と収益基盤確保
- ・業務用ディスプレイ等の新製品の量産・販売開始

従いまして、当連結会計年度の末日現在において、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第65期 (2016年度)	第66期 (2017年度)	第67期 (2018年度)	第68期 (2019年度)
売 上 高 (百万円)	133,838	130,130	105,549	88,425
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△7,726	△11,909	1,392	△1,594
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△6,745	△24,709	2,613	△2,392
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△197円70銭	△724円21銭	76円59銭	△70円13銭
総 資 産 (百万円)	108,655	80,265	83,293	70,683
純 資 産 (百万円)	76,656	50,717	54,057	51,189
1株当たり純資産額	2,242円38銭	1,485円96銭	1,583円46銭	1,498円99銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第67期の期首から適用しており、第65期及び第66期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
FUNAI CORPORATION, INC.	123.5百万US \$	100.00%	当社製品の販売
FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	1,568百万BAHT	100.00%	当社製品の製造
Funai Electric Philippines Inc.	1,176百万PHP	100.00%	当社製品の製造

(8) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 品 名
映 像 機 器	液晶テレビ、有機ELテレビ、DVDプレイヤー、DVDレコーダー、ブルーレイディスクプレイヤー、ブルーレイディスクレコーダー
情 報 機 器	大容量型インクジェットプリンター、ラベルプリンター、ネイルアートプリンター、インクカートリッジ
そ の 他	車載用バックライト、歯科用CT、介護用ベッドモジュール、その他機器

(9) 主要な事業拠点

区 分	名 称	所 在 地
当 社	本 社	大 阪 府 大 東 市
	東 京 支 店	東 京 都 千 代 田 区
販 売 子 会 社	FUNAI CORPORATION, INC.	米 国
	P & F MEXICANA, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
製 造 子 会 社	船 井 電 機 (香 港) 有 限 公 司	香 港
	FUNAI (THAILAND) CO., LTD.	タ イ
	Funai Electric Cebu, Inc.	フィリピン
	Funai Electric Philippines Inc.	フィリピン
	Funai Manufacturing, S.A. DE C.V.	メ キ シ コ
	中 国 船 井 電 機 株 式 会 社	広 島 県 福 山 市

(10) 使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
2,166名	217名減

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であります。
 2. 前連結会計年度末に比べ使用人が減少した主な理由は、製造子会社であるFunai Manufacturing, S.A. DE C.V.等における人員縮小によるものであります。

(11) 主要な借入先

記載すべき事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式総数 36,130,796株
 (自己株式 2,011,830株を含む。)
 (3) 株主数 7,653名
 (4) 大株主の状況 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
船井哲雄	11,738千株	34.41%
公益財団法人船井情報科学振興財団	1,740	5.10
株式会社ROKIホールディングス	1,700	4.98
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,299	3.81
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	1,101	3.23
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,028	3.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	929	2.72
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS SEC LENDING	710	2.08
有限会社エフツ一	470	1.38
有限会社T & N	470	1.38
株式会社船井興産	470	1.38

- (注) 1. 当社は、自己株式2,011千株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

①新株予約権の数 4,273個

(注) 新株予約権の数は、交付された新株予約権の数から権利行使が行われた数及び新株予約権者が退職その他権利行使の条件に基づき権利を喪失した数を減じて表示しております。

②目的となる株式の種類及び数 普通株式 427,300株
(新株予約権 1 個につき100株)

③当社取締役の保有する新株予約権の状況

回次	区分	新株予約権の数	保有者数	1株当たり行使価額	行使期間
2014年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	40個	1名	1,296円	2016年9月1日から 2023年8月31日まで
2016年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	144個	3名	1,019円	2018年9月1日から 2023年8月31日まで
2017年度 第1回	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	180個	3名	947円	2019年9月1日から 2024年8月31日まで
2019年度	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	250個	3名	841円	2021年9月1日から 2026年8月31日まで

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

2019年8月26日発行の新株予約権

①新株予約権の数 1,765個

②目的となる株式の種類及び数 普通株式 176,500株
(新株予約権 1 個につき100株)

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権 1 個当たり84,100円 (1株当たり841円)

④新株予約権を行使することができる期間
2021年9月1日から2026年8月31日まで

⑤交付した新株予約権の状況

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当 社 取 締 役	250個	25,000株	3名
当 社 使 用 人	1,515個	151,500株	42名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	船越 秀明	
取締役 執行役員	伊藤 武司	営業本部本部長
取締役 執行役員	足立 元美	AV事業部事業部長
取締役 執行役員	上島 誠	管理本部本部長
社外取締役	米本 光男	株式会社ティー・ピー・エス研究所取締役副社長 オリエンタルチエン工業株式会社社外取締役
社外取締役	白上 篤	株式会社ストラテジック・ドミナンス代表取締役社長 一般社団法人日本事業戦略総合研究所代表理事
取締役 (監査等委員・常勤)	木寺 文明	監査等委員会委員長
社外取締役 (監査等委員)	山田 拓幸	山田公認会計士事務所代表 山田税理士事務所代表 株式会社タカショー社外取締役 株式会社イムラ封筒社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	田中 崇公	中之島中央法律事務所パートナー弁護士 神鋼鋼線工業株式会社社外取締役 大阪工業大学知的財産専門職大学院客員教授

- (注) 1. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査部門等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役(監査等委員)木寺文明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
2. 社外取締役(監査等委員)山田拓幸氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役 米本光男、山田拓幸、田中崇公の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届出しております。
4. 当社は、「指名委員会」及び「報酬委員会」(いずれも任意の委員会)を設置しております。各委員会の構成は以下のとおりであります。
- ・指名委員会：船越秀明(委員長)、伊藤武司、足立元美、上島誠、米本光男
 - ・報酬委員会：船越秀明(委員長)、伊藤武司、上島誠、米本光男、山田拓幸、田中崇公
- なお、2020年4月21日付にて指名委員会の委員が以下のとおり変更されました。
- ・指名委員会：船越秀明(委員長)、足立元美、上島誠、米本光男、山田拓幸、田中崇公

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
盛本正英	2019年6月26日	任期満了	社外取締役（監査等委員）
船石政和	2019年6月26日	任期満了	社外取締役（監査等委員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定により、当社と非業務執行取締役 米本光男、白上篤、木寺文明、山田拓幸、田中崇公の5氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(4) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	6名 (2)	91百万円 (7)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	18 (9)
合計 （うち社外取締役）	11 (6)	109 (17)

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した社外取締役（監査等委員）2名を含んでおります。

2. 上記報酬等の総額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として費用処理した以下の金額が含まれております。

・取締役（監査等委員以外）6名 6,837千円（うち社外取締役2名 612千円）

・取締役（監査等委員）5名 1,400千円（うち社外取締役4名 700千円）

3. 上記報酬等の総額には、当事業年度にストック・オプションによる報酬額として費用処理した以下の金額が含まれております。

・取締役（監査等委員以外）4名 2,318千円

(5) その他会社役員に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 米本光男氏は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社は、株式会社ティー・ピー・エス研究所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 白上篤氏は、株式会社ストラテジック・ドミナンスの代表取締役社長及び一般社団法人日本事業戦略総合研究所の代表理事であります。当社は、株式会社ストラテジック・ドミナンス及び一般社団法人日本事業戦略総合研究所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）山田拓幸氏は、山田公認会計士事務所及び山田税理士事務所の代表であります。当社は、山田公認会計士事務所及び山田税理士事務所との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）田中崇公氏は、中之島中央法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同法律事務所と顧問契約等の取引があります。
- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 米本光男氏は、オリエンタルチエン工業株式会社の社外取締役であります。当社は、オリエンタルチエン工業株式会社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）山田拓幸氏は、株式会社タカショーの社外取締役及び株式会社イムラ封筒の社外監査役であります。当社は、株式会社タカショー及び株式会社イムラ封筒との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）田中崇公氏は、神鋼鋼線工業株式会社の社外取締役及び大阪工業大学知的財産専門職大学院の客員教授であります。当社は、神鋼鋼線工業株式会社及び大阪工業大学知的財産専門職大学院との間には特別な関係はありません。
- ③当社及び当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係記載すべき事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

取締役会、監査等委員会への出席状況及び発言状況

	出席状況及び発言状況
取 締 役 米 本 光 男	当事業年度に開催された取締役会8回のうち7回（出席率87.5%）に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。
取 締 役 白 上 篤 篤	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回（出席率100%）に出席し、主に経営コンサルタントとしての見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員） 山 田 拓 幸	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回（出席率100%）、監査等委員会13回のうち13回（出席率100%）に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に公認会計士及び税理士としての見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。
取締役（監査等委員） 田 中 崇 公	2019年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会7回のうち7回（出席率100%）、監査等委員会13回のうち12回（出席率92.3%）に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての見地及び独立役員としての客観的見地から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回（うち2019年6月26日以降は2回）ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	76百万円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないことから、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の報酬等に対して監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「船井グループ企業行動憲章」、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」において、法令等遵守のために、取締役、執行役員及び社員がとるべき行動を明確にし、取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。また、「内部通報制度運用規程」を整備し、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関しては、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役が出席する取締役会等の重要会議議事録並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報を適切に保存し、管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を整備し、リスク管理担当役員を定め、当社が晒されているリスクを適切に把握・評価し、所轄業務に付随するリスク管理を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の意思決定の迅速化と効率化を図るために、「執行役員制度」を導入し、業務執行取締役の統括のもとに執行役員を配置し、業務執行取締役が決定した業務が迅速に執行されることを確保しております。また、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図るため、社外取締役の選任及び監査等委員会の設置をしております。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営内容を的確に把握するため、「関係会社管理規程」を整備し、子会社の重要性の基準及び報告事項を定めて、これに基づき、毎月、経営成績、財務報告の提出を求めています。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の経営・運営を統制管理するため、「関係会社管理規程」を整備し、資金、技術、人事、取引等の関係を通じて子会社の財務、運営に影響を及ぼす事項については、協議事項を定めて、当社と協議する体制となっております。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の効率的な事業運営を行うため、「関係会社管理規程」に基づき、会社規程を整備し、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重した経営ができる体制となっております。

(エ) 子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社では、船井グループの全役員及び社員の行動規範として「船井グループ企業行動憲章」並びに本憲章を基本とする「船井グループ調達方針」、「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のために、子会社の取締役等及び社員がとるべき行動を明確にし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に関する事項

当社は、監査等委員会が適正にその職務を果せるよう、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助すべき社員を配属いたします。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき社員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき社員の監査等委員会事務局への配属に際して、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の直接の指揮命令を受けない社員を選出し、他の取締役からの独立性を確保しております。また、当該社員の異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重するものといたします。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会を補助すべき社員に対して、指示の実効性を確保するため、直接、指揮命令し、報告を受けるものとします。

⑨ 監査等委員会への報告に関する体制

(ア) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員が、当社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するものとします。

(イ) 子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

子会社の取締役、執行役員及び社員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員である取締役から事業の報告を求められた場合は、正当な理由があるときを除き、速やかに報告するものとします。子会社の取締役、監査役、執行役員及び社員が法令等の違反行為等、当社又は子会社に著しい損害を及ぼした事実又は及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを当社の監査等委員会に報告するものとします。

⑩監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度運用規程」を定め、通報者に対して不利な取扱いを禁止しております。監査等委員会への報告をした者に対しても、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保いたします。

⑪監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを除き、その支払い等を行います。

⑫その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために、監査等委員会は、会計監査人と密接に連携するとともに、代表取締役並びに子会社の取締役等と定期的な会合を持ち、経営方針の確認や会社を取り巻くリスクや課題について、意見交換を行います。

⑬財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当該方針に基づき、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設け、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、また、不備が発見された場合は、速やかに是正します。

⑭反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とします。

取引先がこれらと関わる団体、企業、個人等であることが判明した場合にはその取引を速やかに解消します。

人事総務部を反社会的勢力対応主管部署と位置付け、情報の一元管理を行います。また、役員、社員が基本方針を遵守するように、関連諸規程において明文化するとともに、教育体制を構築します。さらに、必要に応じて、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備します。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス

行動規範としての「船井グループ企業行動憲章」を定めるとともに、「役員コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に周知することで法令遵守のための基本方針を明確化し、役職員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保しております。また、内部通報制度を設け、法令違反の防止及び問題の早期発見に努めております。

当事業年度においては、役職員のコンプライアンス意識向上のための教育活動として、取締役及び従業員に対し、eラーニングによる研修を上期と下期の計2回実施いたしました。

②リスク管理

企業活動における損失及び不利益の最小化を目的として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理の組織を整備するとともに、定期的なモニタリングにより継続的な管理を行っております。

③取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名（うち監査等委員である取締役3名）で構成され、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っております。当事業年度においては、取締役会を8回開催いたしました。その他、投融資審議会を2回、指名委員会を1回、報酬委員会を2回開催いたしました。

④監査等委員の職務の執行

監査等委員は、取締役会に出席するほか、毎月開催の月次報告会へ出席しております。また、当事業年度においては、監査等委員会を16回開催いたしました。

(3) 役員報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、常勤、非常勤の別、職務である監督機能及び個別の業務執行並びに当社経営環境、業績及び他社水準等を考慮して算定いたします。

監査等委員である取締役の報酬は、常勤、非常勤の別、当社経営環境、業績及び他社水準等を考慮して算定いたします。

また、その決定方法は以下のとおりであります。

取締役の報酬は、株主総会で承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額及び監査等委員である取締役の報酬総額のそれぞれの範囲内において決定いたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、社内取締役と社外取締役に区分して決定し、その報酬額は、取締役会又は取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定いたします。

監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

当社の役員報酬等に関する決議年月日は2015年6月25日であり、その決議内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額550百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額40百万円以内と決議されております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について決定権限を有する機関は報酬委員会であります。

報酬委員会は、取締役会の委任に基づき、次に掲げる事項を決定いたします。

- ・月額報酬額の決定
- ・賞与の決定
- ・退職慰労金の決定
- ・弔慰金の決定
- ・その他取締役の報酬に関する事項

報酬委員会は、取締役会の決議によって3名以上の社内取締役と社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）で組織され、同委員会において選任された委員長が招集し、年1回以上、定例的に開催し、その決議は報酬委員会を組織する委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行います。

当社の役員報酬は、固定報酬（当社経営環境、業績及び他社水準等により加算又は減算）及び業績連動報酬（賞与）により構成されており、その支給割合は固定報酬が報酬全体のおおよそ80%、業績連動報酬が報酬全体の20%程度となるように設定しております。

業績連動報酬に係る業績評価指標につきましては、連結売上高営業利益率を使用しております。当該指標を選択した理由といたしましては、本業の事業活動により得た利益を示すものとして代表的な業績指標であり、業務執行の成果を測る指標として最も合理的であると考えられるためであります。

業績連動報酬の額の決定に際しては、連結売上高営業利益率を最も主要な指標として勘案しつつ、事業別業績の前期との増減率と個人の貢献度等を総合的に加味して、報酬委員会において審議を経て決議しております。

(4) 剰余金の配当等を取締役会が決定する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、経営基盤の強化を図りながら安定配当を維持することを基本方針としております。

具体的な基準として、連結純資産配当率1.0%を基本に、経営環境等を考慮した積極的な配当政策を実施いたします。

当事業年度の期末配当金につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただいております。業績の向上及び財務体質の強化に努め、早期の配当再開を目指してまいります。

◎ 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて、比率は特に記載している場合を除き、小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。また、1株当たり当期純利益、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額については、銭未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	57,985	流 動 負 債	18,589
現金及び預金	35,787	支払手形及び買掛金	8,763
受取手形及び売掛金	6,472	未払金	5,472
商品及び製品	4,693	リース債務	131
仕掛品	445	未払法人税等	364
原材料及び貯蔵品	9,293	製品保証引当金	1,742
その他	1,854	その他	2,113
貸倒引当金	△560	固 定 負 債	905
固 定 資 産	12,698	リース債務	142
有 形 固 定 資 産	8,210	繰延税金負債	599
建物及び構築物	4,157	役員退職慰労引当金	32
機械装置及び運搬具	433	退職給付に係る負債	18
工具、器具及び備品	396	その他	111
土地	2,932	負 債 合 計	19,494
リース資産	222	純 資 産 の 部	
その他	68	株 主 資 本	62,759
無 形 固 定 資 産	470	資 本 金	31,307
その他	470	資 本 剰 余 金	33,603
投 資 そ の 他 の 資 産	4,017	利 益 剰 余 金	22,190
投資有価証券	1,067	自 己 株 式	△24,341
繰延税金資産	848	その他の包括利益累計額	△11,615
退職給付に係る資産	1,820	その他有価証券評価差額金	△16
その他	347	為 替 換 算 調 整 勘 定	△11,974
貸倒引当金	△66	退職給付に係る調整累計額	375
資 産 合 計	70,683	新 株 予 約 権	44
		純 資 産 合 計	51,189
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,683

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		88,425
売	上		78,207
販	上		10,217
費	総		11,950
及	利		
び	益		
一	業		1,732
般	損		
管	失		
理	営		
費	業		
営	外		
業	収		
損	益		
失	受	243	
営	取		
業	利		
外	息		
収	及		
益	び		
受	配		
取	当		
分	金		
配	額		
受	受	187	
取	取		
分	取		
配	分		
配	配		
支	支	110	
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額		
そ	そ	105	646
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		
差	差		
損	損		
費	費	234	
支	支		
払	払		
補	補		
償	償		
費	費		
戻	戻		
入	入		
額	額	26	508
そ	そ		
の	の		
他	他		
営	営		
業	業		
外	外		
費	費		
用	用		
支	支	11	
払	払		
利	利		
息	息		
為	為	236	
替	替		

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	31,307	33,603	24,583	△24,341	65,153
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△0		△0
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	31,307	33,603	24,582	△24,341	65,152
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△2,392		△2,392
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△2,392	－	△2,392
当 期 末 残 高	31,307	33,603	22,190	△24,341	62,759

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1	△11,609	480	△11,127	31	54,057
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額						△0
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	1	△11,609	480	△11,127	31	54,056
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純損失						△2,392
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△17	△364	△105	△487	13	△474
連結会計年度中の変動額合計	△17	△364	△105	△487	13	△2,867
当 期 末 残 高	△16	△11,974	375	△11,615	44	51,189

◎ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,010	流 動 負 債	14,400
現金及び預金	22,529	買掛金	4,861
売掛金	6,641	リース債務	87
商品及び製品	254	未払金	4,230
原材料及び貯蔵品	2,677	未払費用	3,121
前払費用	204	未払法人税等	62
その他	706	預り金	191
貸倒引当金	△3	製品保証引当金	1,633
		その他	213
固 定 資 産	31,658	固 定 負 債	1,475
有 形 固 定 資 産	4,519	長期借入金	870
建物	1,783	リース債務	109
構築物	20	繰延税金負債	453
機械装置	232	役員退職慰労引当金	32
工具、器具及び備品	26	その他	8
土地	2,292	負 債 合 計	15,875
リース資産	163	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	42	株 主 資 本	48,765
ソフトウェア	22	資 本 金	31,307
リース資産	7	資 本 剰 余 金	33,272
その他	12	資本準備金	17,023
投 資 そ の 他 の 資 産	27,096	その他資本剰余金	16,248
投資有価証券	72	利 益 剰 余 金	8,527
関係会社株式	22,374	その他利益剰余金	8,527
長期貸付金	15,138	固定資産圧縮積立金	106
長期前払費用	26	別途積立金	10,971
前払年金費用	1,328	繰越利益剰余金	△2,550
その他	158	自 己 株 式	△24,341
貸倒引当金	△12,003	評価・換算差額等	△16
		その他有価証券評価差額金	△16
資 産 合 計	64,669	新 株 予 約 権	44
		純 資 産 合 計	48,794
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,669

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		73,087
売 上 原 価			67,523
売 上 総 利 益			5,563
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			8,827
営 業 損 失			3,264
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	366		
受 取 分 配 金	187		
支 払 補 償 費 戻 入 額	110		
受 取 手 数 料	129		
そ の 他	129		923
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	26		
為 替 差 損	217		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	555		
そ の 他	17		817
経 常 損 失			3,158
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	9		
新 株 予 約 権 戻 入 益	2		
そ の 他	1		13
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損	5		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	157		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	94		
減 損 損 失	99		357
税 引 前 当 期 純 損 失			3,502
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	12		
法 人 税 等 調 整 額	21		33
当 期 純 損 失			3,536

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	31,307	20,023	13,248	33,272	113	10,971	978	12,063	△24,341	52,301
事業年度中の変動額										
準備金から剰余金への振替		△3,000	3,000	－						－
固定資産圧縮積立金の取崩					△7		7	－		－
当 期 純 損 失							△3,536	△3,536		△3,536
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	△3,000	3,000	－	△7	－	△3,528	△3,536	－	△3,536
当 期 末 残 高	31,307	17,023	16,248	33,272	106	10,971	△2,550	8,527	△24,341	48,765

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1	1	31	52,334
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				－
固定資産圧縮積立金の取崩				－
当 期 純 損 失				△3,536
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△17	△17	13	△4
事業年度中の変動額合計	△17	△17	13	△3,540
当 期 末 残 高	△16	△16	44	48,794

◎ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の記載金額は、それぞれ表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 明 広 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 桂 雄一郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、船井電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、船井電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

船井電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 明 広 ㊞

公認会計士 桂 雄一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、船井電機株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた、監査の方針及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

船井電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 木寺文明 ㊞

監査等委員 山田拓幸 ㊞

監査等委員 田中崇公 ㊞

(注) 監査等委員山田拓幸及び田中崇公は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

会場のご案内図



大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
当社技術館5階 多目的ホール

電話 072 (870) 4303



交通

JR学研都市線 住道駅前（南側ロータリー周辺）より
株主総会専用送迎バスをご利用ください。

9時30分発にて運行します。

お願いと お知らせ

お車でのご来場はご遠慮願います。
会場受付は午前9時より開始いたします。午前9時以前はご入場いただけませんのでご注意ください。
当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※お土産の配布はございません。

船井電機株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。